

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	重度障害者医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、重度障害者医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大東市長

## 公表日

令和7年8月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障害者医療費助成事務
②事務の概要	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第44号)および大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(平成29年規則第31号)の規定に基づき、以下の事務を行う。 ・受給者の資格管理、助成等に関する申請等の受理・審査 ・医療証の交付 ・医療費の助成 ・その他重度障害者の医療費の助成に関する事務
③システムの名称	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者医療受給台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1(1)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大東市福祉・子ども部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉・子ども部障害福祉課 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 TEL.072-872-2181(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉・子ども部障害福祉課 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 TEL.072-872-2181(代)
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底することや、USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている等、端末使用時に静脈による本人認証としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	評価書名	身体障害者および知的障害者医療費助成事務	重度障害者医療費助成事務	事前	条例改正のため
平成30年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	身体障害者および知的障害者医療費助成事務	重度障害者医療費助成事務	事前	条例改正のため
平成30年4月1日	事務の名称	身体障害者および知的障害者医療費助成事務	重度障害者医療費助成事務	事前	条例改正のため
平成30年4月1日	事務の概要	大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例	事前	条例改正のため
平成30年4月1日	事務の概要	大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和58年規則第25号)	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(平成29年規則第31号)	事前	条例施行規則改正のため
平成30年4月1日	事務の概要	その他身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する事務	その他重度障害者の医療費の助成に関する事務	事前	条例改正のため
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	奥野 佳景	川阪 栄介	事後	人事異動による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	川阪 栄介	吉田 詠二	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大東市福祉・子ども部福祉政策課	大東市福祉・子ども部障害福祉課	事後	事務分掌移管のため
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉政策課長	障害福祉課長	事後	事務分掌移管のため
令和6年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大東市福祉・子ども部福祉政策課 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 TEL.072-872-2181(代)	大東市福祉・子ども部障害福祉課 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 TEL.072-872-2181(代)	事後	事務分掌移管のため
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大東市福祉・子ども部福祉政策課 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 TEL.072-872-2181(代)	大東市福祉・子ども部障害福祉課 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 TEL.072-872-2181(代)	事後	事務分掌移管のため
令和6年6月28日				事前	再実施
令和7年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和6年6月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事前	時点修正
令和7年7月31日	IV リスク対策 8. 11		IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か → 十分である 判断根拠 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 当該対策は十分か(再掲)→十分である 判断根拠 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底することや、USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている等、端末使用時に静脈による本人認証としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	評価書内新項目の追加記載
令和7年7月31日	IV リスク対策 9		[O]自己点検	事後	